

公衆衛生に与える影響が少なく、届出不要な営業 (＝衛生管理計画の作成を要しない営業)の考え方

業態	公衆衛生上のリスク	具体的な業種	備考
容器包装に入れられた常温保存食品のみを保管・販売する営業	食品自体の安定性が高く、食中毒のリスクが低い。	食料品店 駄菓子屋 酒屋	合わせて紙パック等の要冷蔵飲料、アイス・氷菓等の販売を行う場合は届出が必要。
食品そのものを直接取り扱わない(伝票のやり取りのみの)営業	—	輸入業 卸売業	—
顧客(荷主)との契約や約款により食品を取り扱う営業	衛生管理の責任は荷主側にあり、荷主が保管・運搬の部分も含めて計画を作成。	輸送業(宅配便等を含む。) 常温倉庫(冷蔵・冷凍業を除く)	—
缶、瓶等の包装食品の自動販売機	—	—	—

公衆衛生に与える影響が少なく、届出不要な営業 (＝衛生管理計画の作成を要しない営業)の考え方への主な意見

＜顧客(荷主)との契約や約款により食品を取り扱う営業＞ (第2回検討会での指摘事項)

- ・ 保管・輸送においても基本的な衛生管理(清掃、先入れ・先出し等)は重要。特に冷蔵輸送(宅配便等を含む。)については、ある程度の制御(温度管理)が必要であり、検討の余地があるのではないか。



(第8回検討会における対応方針案)

- ・ 貯蔵(常温保管)・運搬業については、一般衛生管理の実施は食品等事業者としての当然の責務であるが、通常、衛生管理は荷主の指示又は契約に従って行われており、事故発生時の対応・措置も荷主が判断しているという実態に鑑みると、届出の対象(＝自ら衛生管理計画を作成する)にはなじまないのではないか。



(第8回検討会における対応方針案への指摘事項)

1. 荷主側の衛生管理計画で、外部委託する貯蔵・運搬部分について記載がなされていないと、貯蔵・運搬に係る衛生管理は担保されないのではないか。そのため、手引書に責任の所在が荷主にある旨を記載すべきではないか。
2. 常温保管は別として、温度管理が必要な場合については、施設・設備の管理は貯蔵を行う事業者にて責任を持つ範囲ではないのか。



(第9回検討会における対応方針案)

- ・ 貯蔵(常温保管)・運搬業については、一般衛生管理の実施は食品等事業者としての当然の責務(※)であるが、通常、衛生管理は荷主の指示又は契約に従って行われており、事故発生時の対応・措置も荷主が判断しているという実態に鑑みると、届出(＝自ら衛生管理計画を作成する)の対象外ではないか。
- ・ 冷蔵、冷凍の貯蔵業については、自ら衛生管理計画を作成する事業者の対象ではないか。
- ・ 必要に応じてHACCPに沿った衛生管理を行う事業者の手引書内に貯蔵・保管について適切に指示を行うことを検討する。

※貯蔵、運搬を行う者については、従来から食品等事業者。

一次産業（農林産物）に付随する食品の製造・加工等の取扱いに関する調査結果①

回答自治体：47都道府県

営業と見なすと回答した自治体数

1～10自治体	11～30自治体	31自治体以上
【2自治体】 - 室内での農産物の生産（レタス、もやし、きのこ等） - 収穫した農産物の洗浄 【3自治体】 - 屋外で生産された農産物のパック詰め（カットなし） - 室内で生産された農産物のパック詰め（カットなし） 【4自治体】 - 蜂蜜の採取 【5自治体】 - 野菜等の調整（根切り、下端落とし、へた取り、種取り等） - 収穫後の穀類（米、麦類、豆類）の保管、輸送 【6自治体】 - 収穫した農林産物の冷蔵（倉庫ではなく雪の中など） 【7自治体】 - 収穫した農林産物の冷蔵（品質保持、キュアリングなど。） - 収穫した農林産物の冷凍（品質保持など） - 収穫した農林産物の保管（加工せず、卸売市場への販売前の保管） - 収穫した農林産物の輸送（ほ場～出荷施設の輸送） 【8自治体】 - 収穫後の穀類（米、麦類、豆類）の乾燥・調整 - 収穫した農林産物の保管（加工せず、卸売市場への販売前のC A 保存） 【9自治体】 - 観光農園（収穫体験の提供）ブドウ狩り等	【14自治体】 - 倉庫業（加工せず、卸売市場の販売前の冷蔵保管） - 収穫した農林産物の輸送（集出荷施設～卸売～小売の輸送） 【15自治体】 - 農業法人の行う農畜産物の運搬、保管 【16自治体】 - 野菜等の簡易な加工（4分割・8分割等した後ラップ等で包装） - 牛乳の輸送（直接販売） 【17自治体】 - 精穀（精米、精麦等） 【20自治体】 - 精穀した穀類（米、麦等）のパック詰め - 牛乳の輸送（受託販売、買取販売） - 農業者自ら生産したものを食品加工業者に直接販売 - 農業者自ら生産したものを流通業者を通じた委託販売 【24自治体】 - 米穀卸売業（精米を行う場合、精米を行わない場合） - 米穀小売業（精米を行う場合、精米を行わない場合） 【25自治体】 - 農産物の天日干し - 荒茶の生産 【26自治体】 - 乾燥キノコの生産 【28自治体】 - 農産物の乾燥機での乾燥 - 製塩（天日製塩のもの） - 農業者自ら生産したものを未加工で直売（庭先、直売所（有人・無人）、ネット、加工業者など） 【30自治体】 - 岩塩・山塩製造 - 農業法人（農業協同組合等）の行う農畜産物の販売 - 集乳（牛乳の輸送・保管）	【31自治体】 - 一次加工（皮剥き）作業（例：柿の皮剥き（干し柿用）） 【32自治体】 - 農業協同組合の行う農畜産物の運搬、加工、保管又は販売（販売促進のために行う飲食店営業を除く。） 【34自治体】 - 乾燥きのこの加工（スライスなど） 【35自治体】 - 一次加工（乾燥）作業（例：干しあんず、干し芋等） 【36自治体】 - 粗糖の製造 - 卸売市場内の加工品等販売（一般的な加工食品の他、海苔、鰹節、漬物、菓子等） 【37自治体】 - 一次加工（塩蔵）作業（例：梅干原料の白梅、桜餅原料の桜葉） - 麦茶の製造 ・ 蜂蜜の精製、瓶詰 【38自治体】 - 一次加工（茹で野菜、カット野菜） - 荒茶の仕上げ加工（仕上げ茶の製造） - 粗糖の精製又は加工 - こんにゃく粉（荒粉、製粉）の製造 【39自治体】 - 製粉（米穀粉、そば粉）・でん粉の製造・加工 - 水煮パックの製造（例：ぜんまいの水煮等） 【41自治体】 - 製餅（白餅の製造） 【42自治体】 - 包装餅の製造 ・ ジャム類製造・ドレッシング製造 【43自治体】 - こんにゃく製品の製造 【46自治体】 - 漬物の製造

生産

製造

一次産業（農林産物）に付随する食品の製造・加工等の取扱いに関する調査結果②

回答自治体：47都道府県

営業と見なすと回答した自治体数



生産

製造

一次産業（農林産物）に付随する食品の製造・加工等の取扱いへの主な意見

＜一次産業（農林産物）に付随する食品の製造・加工等の取扱い＞ （第6回検討会での意見）

- 農場から収穫された青果物の形状が実質的に変わるものではないことから、収穫から出荷までの青果の選別等の生産者とJAが行う作業は採取の範囲と考える。
- 米についても、生産者の収穫からJAの保管、管理までが採取の範囲と考える。